



島根県報

令和4年12月6日(火)

第 369 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	3
公有水面埋立免許の出願	(港 湾 空 港 課)	3

【公 告】

公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	4
---------	-------------	---

【正 誤】

令和4年11月11日付け島根県報第362号中	(病 院 局)	5
------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第758号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社野田久	邑智郡邑南町山田75-1	福祉用具貸与	福祉用具ショップのだきゅう	邑智郡邑南町山田75-1	令和4年7月1日
		介護予防福祉用具貸与			
		特定福祉用具販売			
		特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	名称	事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地			所在地		
				変更前	変更後	
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	出雲市斐川町直江4914-7	居宅介護支援	穂なみ介護支援事業所 ひかわ	出雲市斐川町上直江243-3	出雲市斐川町直江4914-7	令和4年4月1日

島根県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
齋藤 隆三	益田市駅前町22-4	居宅療養管理指導	さいとう歯科医院	益田市駅前町22-4	令和4年3月28日
		介護予防居宅療養管理指導			
田口 耕	隠岐郡海士町福井1344-1	居宅療養管理指導	田口耕歯科医院	隠岐郡海士町福井1344-1	令和4年7月30日
		介護予防居宅療養管理指導			
有限会社あんず	出雲市神西沖町2210-1	居宅療養管理指導	れいわ薬局加茂店	雲南市加茂町加茂中1321-6	令和4年9月1日
		介護予防居宅療養管理指導			
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目13番27号	居宅療養管理指導	ファーマシィ薬局 浜田駅北	浜田市浅井町867-3	令和4年9月1日
		介護予防居宅療養管理指導			

島根県告示第761号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年12月6日

島根県知事 丸山達也

事業名	完了年月日
島後地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	令和4年9月30日

島根県告示第762号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月6日

島根県知事 丸山達也

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 丸山 達也

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田85番2の地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ令和4年の春分の満潮位（D. L. +0.18メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488番 四等三角点「西郷中学校」（北緯36度12分48秒76、東経133度19分58

秒58)

- ①の地点 基点から75度08分10秒、623.25メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から102度07分26秒、30.00メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から192度07分26秒、200.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から279度46分15秒、30.03メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から12度02分47秒、82.74メートルの地点

ウ 面積

6,029.76平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田10番7から同町東郷小田85番3を経て同町東郷小田82番8に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488番 四等三角点「西郷中学校」(北緯36度12分48秒76、東経133度19分58秒58)

㊸の地点 基点から73度43分16秒、594.14メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から52度32分07秒、65.95メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から102度07分26秒、100.00メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から192度07分26秒、300.00メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から282度07分26秒、100.00メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から330度54分00秒、64.88メートルの地点

ウ 面積

40,709.78平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願の年月日

令和4年11月25日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場

公

告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年12月6日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 作業期間

令和4年11月21日から令和5年3月18日まで

3 作業地域

出雲市灘分町

正 誤

令和4年11月11日付け島根県報第362号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から10	令和4年12月16日（金）午前10時まで	令和4年12月22日（木）午前9時30分まで
	下から8	令和4年12月15日（木）	令和4年12月21日（水）
	下から6	令和4年12月15日（木）	令和4年12月21日（水）
	下から3	令和4年12月16日（金）	令和4年12月22日（木）
	下から1	島根県立中央病院2階 会議室2	島根県立中央病院1階 会議室5
5	下から5	December 16, 2022	December 22, 2022
	下から4	December 15, 2022	December 21, 2022